

化合物提供包括契約書

(契約項目表)

1. 甲	機関名	国立大学法人東京大学	
	研究担当者	部署	大学院薬学系研究科附属創薬機構
		役職	副機構長・特任教授
		氏名	小島宏建
		郵便番号	113-0033
		所在地	東京都文京区本郷七丁目3番1号
		電話番号	03-5841-1960
		E-mail	ddiinfo@mol.f.u-tokyo.ac.jp
	契約権者	部署	
		役職	総長 藤井輝夫 代理人 薬学部・薬学系研究科 事務長
		氏名	三澤純子
		所在地	東京都文京区本郷七丁目3番1号
2. 乙	機関名		
	申請者	部署	
		役職	
		氏名	
		郵便番号	
		所在地	
		電話番号	
		E-mail	
	契約権者	部署	
		役職	
		氏名	
		所在地	
3. 化合物 サンプル	1) 内容	乙による化合物提供申請をする時点で甲が保有する化合物サンプルのうち、乙が甲の指定する様式の化合物サンプル提供依頼申請書にて都度提供申請し、かつ甲の研究担当者が提供可能と判断した化合物サンプル	
	2) 請求量	乙が甲の指定する様式の化合物サンプル提供依頼申請書にて指定し、かつ甲の研究担当者が提供可能と判断した濃度と容量の化合物DMSO溶液または提供可能と判断した重量の化合物原末	
	3) 契約書番号	BINDS + BINDS番号 + 枝番	
	4) その他特記事項		
4. 試験目的		甲の指定する化合物サンプル提供依頼申請書に記載する試験目的	
5. 試験内容		甲の指定する化合物サンプル提供依頼申請書に記載する試験内容	
6. 使用者		甲の指定する化合物サンプル提供依頼申請書に記載する申請者	
7. 使用場所		甲の指定する化合物サンプル提供依頼申請書に記載する化合物の使用場所	

8. 使用期間	甲の指定する化合物サンプル提供依頼申請書に記載する化合物の使用期間
9. 本化合物の改変	個別許諾
10. 本化合物を使用して得られた成果の公表	発表の10日前までに甲の承諾を得る
11. 本化合物提供料	有償（創薬機構ウェブサイト掲載の化合物提供実費料金表に基づく）化合物サンプル自体は無償
12. 秘密保持期間	本契約締結日より10年間
13. 新成果報告期間	本契約終了日から3年後まで
14. 有効期間	本契約締結日より 2027 年 3 月 31 日まで
15. 契約終了の際の取扱	甲の指示により、サンプル廃棄もしくは返却

甲は、研究開発法人日本医療研究開発機構の生命科学・創薬研究支援基盤事業（BINDS）において化合物提供支援を実施している。乙は、BINDSに申請し、承認を受けた支援課題実施のために甲に化合物サンプルの提供を依頼するものである。甲と乙は、上記契約項目表記載の化合物サンプル提供につき、裏面の通り化合物提供包括契約（以下「本契約」という。）を締結し、この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

（甲）東京都文京区本郷七丁目3番1号

国立大学法人東京大学 総長 藤井輝夫

代理人 薬学部・薬学系研究科 事務長 三澤純子

（乙）

(本化合物)

第1条 本化合物とは、甲の保有する契約項目表3.の化合物サンプルとする。

(提供)

第2条 甲は、乙に契約項目表3.の本化合物を提供する。ただし、提供時には化合物を特定できないIDが付され、第13条に定める試験結果報告書提出により化合物を特定できるIDが開示される場合がある。

(使用目的・使用範囲)

第3条 乙は、契約項目表4.の試験目的、契約項目表5.の試験内容において本化合物の使用を行う。それ以外の使用を行わない。

(使用者・使用場所)

第4条 乙は、契約項目表6.の使用者および当該使用者の直接の監督下にある者、もしくは甲の事前の書面による承諾がある者のみに契約項目表8.の使用期間中に契約項目表7.の使用場所でのみ本化合物を使用することができる。

(化合物の知的財産権)

第5条 提供された本化合物に関する甲が保有又は実施許諾を受けている知的財産権及び乙が本化合物に係る試験結果を得るために使用する技術に関する乙が保有又は実施許諾を受けている知的財産権については、本契約に明示して定める場合を除き、相手方に移転しない。

(非保証)

第6条 甲は、乙による本化合物の利用が第三者の産業財産権をはじめとする一切の知的財産権を侵害しない旨の保証、及び商品性又は特定目的への適合性の保証をはじめとする一切の保証が無い状態で提供するものであり、乙による本化合物の使用について乙及び第三者に生じた損害の一切の責任は乙が負うものとする。

2. 乙は、本化合物により発生した如何なる問題についても甲に責任を問わない。乙は、本化合物が実験用であり、未知の危険性を有する可能性があること、実験用化合物を取り扱う事の危険性を承知して、及び未知の危険性を有する化学物質の取り扱いについて適切な操作法を遵守する。

3. 甲は本化合物サンプルの化学構造や純度等について、できる範囲で再確認等の支援は行うが、保証は一切行わない。

(本化合物の取扱)

第7条 乙は、本化合物が研究を目的としたものであり、その特性が全て確認されていないことを確認し、その取扱いについて慎重かつ十分な配慮を行うものとする。

2. 乙は、諸法規、国又は公的機関の定める規制及び指針に従って本化合物を取り扱うものとする。

3. 乙は、本化合物をヒトに使用してはならない。

(改変)

第8条 乙による本化合物の改変については、契約項目表9.に従い、下記のとおりとする。

＜個別許諾＞：乙は、本化合物の改変を行おうとする時は、事前に、甲の書面による承諾を得るものとする。

（新成果創出の取扱）

第9条 乙は、本化合物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡するものとする。

2. 前項の規定は、本契約締結の日から契約項目表13.の新成果報告期間において有効に存続するものとする。

（研究協力について）

第10条 甲は、乙から要請があった場合、甲が当該要請を受け入れることができない合理的な理由がない限り、乙への化合物の提供を通じて、化合物探索方法の検討および効率のよいスクリーニング系の検討を含む研究支援（以下「本研究支援」という）を行う。

（知的財産権の取扱い）

第11条 甲及び乙は、自己に所属する当該研究協力の研究を担当する者（乙においては本化合物の使用を含むがこれに限定されない。以下、「研究担当者」という。）及び／又は当該研究協力において参加又は協力を得ることが必要と認めた者（以下「研究協力者」といい、研究担当者と併せて「研究担当者等」という。）が本研究支援の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。

2. 甲及び乙は、自己のみに所属する研究担当者等が本研究支援の実施に伴い共同で得られた発明等に関する知的財産権について、相手方に所属する研究担当者等の科学的又は技術的貢献がない場合、適用される規則等に従って、それぞれの研究担当者等から自己が承継し自己に単独で帰属する。

3. 甲及び乙は、甲に所属する研究担当者等及び乙に所属する研究担当者等により本研究支援の実施に伴い共同で得られた発明等に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）について、適用される規則等に従って、当該発明等を得たそれぞれの研究担当者等から承継した場合、当該発明等に関する知的財産権における甲及び乙の持分を定める共同出願契約を別途締結し、係る共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

4. 前項の共同出願契約において、出願費用の負担、外国出願、第三者への許諾条件等について、たがいに協議し両者合意のうえ取り決めるものとする。

5. 甲は、乙が第3条及び第4条の規定に従って本化合物を使用する場合において、甲が保有又は取得する当該本化合物に係る権利を乙に行使しないものとする。また、乙は、自己が取得する権利を行使して、甲が本化合物及びこれに関連する情報を、自己の教育及び研究、並びに、第三者との研究の目的で使用する事及び第三者に使用させることを妨げないものとする。

6. 甲は、甲に所属する研究担当者等が得た知的財産権を含む研究成果に係る業務の一部を、承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）の承認を受けた者であって、本契約においては株式会社東京大学 TLO 又は一般財団法人生産技術研究奨励会をいう。）に委託することができるものとし、甲は、承認 TLO に対して、本契約における甲の義務を遵守させるものとする。

（本化合物を使用して得られた成果の公表）

第12条 乙による本化合物を使用して得られた成果の論文等の公表については、契約項

目表10.に従い、下記のとおりとする。

＜事前の承諾＞：乙は、本化合物を使用して得られた成果を論文等として公表するとき
は、遅くとも10日前までに甲の承認を得る。

2. 本化合物サンプルは公的資金を費やして収集されたものであるため、利用条件として成果を広く国民で共有することが求められている。したがって、本化合物を利用した成果について、一般公開用報告書を知的財産権出願又は論文等公表後には30日以内に提出する。本報告書は甲乙双方が合意した時点でホームページ等にて公開される。

(本化合物を使用して得られた全試験結果の報告)

第13条 乙は、試験終了後3ヶ月以内に所定の試験結果報告書にて全試験結果を甲に提出する。ただし、乙は、契約項目表8.記載の使用期間内に試験終了できない場合には、第24条の規定に基づき、甲に変更届を提出するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第14条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に対して、本化合物を提供してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 甲及び乙は、相手方の事前の文書による承諾がない限り、本契約上の地位並びに本契約上の債権及び債務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は移転してはならない。

(提供料)

第16条 乙は、甲に対して、本化合物の提供にかかる費用として、契約項目表11.に記載された料金を申請毎に発行される請求書に従って支払うものとする。

2. 甲から乙への本化合物の提供のために特別な容器を必要とする場合の容器代は乙が負担するものとする。

(化合物の受領)

第17条 乙は、本化合物を受領したときは、速やかに甲に対し受領書を提出し、本化合物を適切に管理するものとする。

(化合物の返却、廃棄)

第18条 乙が本契約の条件に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、乙は、甲の指示するところに従い、残存した本化合物を甲の指定する場所に、送料負担の上、返却しなければならない。

2. 乙は、本契約にかかるBINDSの支援課題の終了時、若しくは何らかの理由で本化合物の使用を中止した時、又は契約項目表8.に記載された使用期間の満了日までに、残存した本化合物を実験廃棄物として、安全かつ適切に廃棄しなければならない。ただし、第1項による返却の指示があった場合は、それに従うものとする。

(受領情報の処分)

第19条 乙は、前条に基づき本化合物を甲に返却する場合、乙が本契約に基づき、甲から開示された情報の処分につき、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、相手方より開示された相手方の経営上及び業務上の情報並びに本化合物に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）を含む技術上の情報を秘密として保持し、当該秘密情報を提供した甲又は乙の事前の承諾なく、契約項目表4.に定める使用目的以外に使用、又は第三者（甲においては承認TLOを除く。）に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

2. 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報を開示する自ら（甲においては承認TLOを含む。）の役員及び教職員等に対し、本契約上の自己と同等の秘密保持義務を負わせる義務を負うものとする。

3. 本条に定める秘密情報の保持義務は、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制されたもの
- 七 書面により事前に相手方の同意を得たもの

4. 第1項の規定にかかわらず、甲は、甲の運営に係る政策立案や管理上必要とする文部科学省、内閣府総合科学技術・イノベーション会議、内閣官房健康・医療戦略室、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、同機構生命科学・創薬研究支援基盤事業（BINDS）の関係者に、本契約上の自己と同等の秘密保持義務を課した上で、必要な相手方の秘密情報を提供することができる。

5. 第1項に規定する秘密情報に該当するか否かにかかわらず、甲は、前項に関連して甲の提供業務の活動度を示す統計的データ（提供先機関名、提供件数、提供化合物数等、試験内容を特定できないものに限る）に関する情報を、必要に応じて公表することができる。

6. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、契約項目表4.に定める目的遂行のために必要な甲乙双方と別途の共同研究契約を締結した甲又は乙以外の機関（以下「共同研究先」という。）の研究者に対して、相手方から開示された秘密情報を開示することができる。

7. 前項において、本情報を受け取った共同研究先に所属する研究担当者等が本開示情報又は本研究支援に関連する成果発表を行う場合には、当該共同研究先の研究担当者等にも第12条に定める本化合物を使用して得られた成果の公表に係る規定を準用し、事前に甲に通知するものとする。

8. 本条の規定は、本契約締結の日から契約項目表12.の期間有効に存続するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に関して甲に損害を与えた場合、甲に生じた損害を賠償する義務を負う。

(有効期間)

第22条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から契約項目表14.の日までとする。

(解除)

第23条 甲又は乙が本契約の全部又は一部に違反した場合、相手方は期限を定めて催告し、催告期間中に当該違反が是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。

(解約及び変更)

第24条 甲及び乙は、双方合意の上、本契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

2. 甲及び乙は、解約希望日の3ヶ月前までに、相手方に対して書面をもって通知することにより、本契約を解約することができる。
3. 甲及び乙は、本契約にかかるBINDS支援課題が終了した場合、当該終了の日をもって本契約は解約する。
4. 有効期間内において、乙の異動により、乙が本化合物を異動先で使用する場合は、異動先が本化合物の使用に係る契約を甲と締結する必要があることを乙は確認する。
5. 乙は、契約項目表4、契約項目表5、契約項目表6、契約項目表7、又は契約項目表8.記載内容の変更を希望する場合、所定の変更届を甲に事前に提出し、承諾を得るものとする。

(存続条項)

第25条 本契約が終了、途中解除あるいは解約された場合（終了理由の如何を問わないものとする）でも、第9条、第11条、第12条、第13条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条及び第27条の規定は有効に存続する。

(協議)

第26条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の定めに関する疑義を生じた場合、互いに誠意をもって協議し、これを決する。

(準拠法・合意管轄)

第27条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(完全合意)

第28条 甲及び乙は、本契約が本化合物の提供に関する当事者間の完全な合意を定めたものであり、本契約締結以前に甲乙間で取り交わした一切の合意に取って代わるものであることに合意する。

[以下 余白]